議 事 録

会議の名称	平成30年第11回本庄市農業委員会総会
開催日時	年後2時から 平成30年10月25日(木)
	午後3時30分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
	1 開会
	2 あいさつ
	3 議事録署名委員及び書記の指名
	4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決
	(1)第63号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
	(2) 第64号議案 農業第経営基盤強化促進法第18条の規定による農
	用地利用集積計画の決定について(通年)
	(3)第65号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
	(4)第66号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
	(5)第67号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
	(6) 第68号議案 農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業
	の振興に関する計画の変更について
議事日程	(7)報告第37号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出につ
	いて
	(8)報告第38号 農地法第3条の3の規定による届出について
	(9)報告第39号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出につい
	T
	(10) 報告第40号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出につい
	T
	(11) 報告第41号 農地法第6条の規定による農地所有適確法人の報告
	について
	(12) 報告第42号 農地法第18条第6項の規定による通知について
	(13) 報告第43号 農業用施設 (2a未満)の設置に伴う届出について
	5 事務局連絡事項
	6 閉会

配付資料	1 平成30年第11回本庄市農業委員会総会議事日程 2 平成30年第11回本庄市農業委員会総会議案 3 第11回総会事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

	会議の経過
発言者	発 言 内 容
事務局長	それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただ
	きます。
	議事日程に従いまして、進めさせていただきます。
	まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。
細野会長代理	こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦労様です。ただ今から平成30年第
	11回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。
	次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいた
	します。
田端会長	皆さんこんにちは。例年よりも暖かい日が続いております。稲刈りの方も、
	終盤、あるいは、片が付いたと思います。共和地域で農中間管理事業も進ん
	でおりますが、対象地区の委員の皆様をはじめ、皆様におかれましても、ご
	協力をお願いします。
	また、先月の総会時にお願いしました、農業者年金、全国農業新聞の推進
	も併せてお願いします。
	本日もたくさんの案件がありますが、よろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございました。次に、総会の定足数についてでございます。農
	業委員会等に関する法律第27条第3項に、総会は、現に在任する委員の過
	半数が出席しなければ、開くことができないと規定されております。本日の
	総会は、在任委員44名中44名の出席となっておりますので、総会が成立
	しておりますことをご報告いたします。
	これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定に
	より、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
議長	議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。

私から指名させていだくことに、ご異議ありませんか。 (異議なし、の声) それでは、本日は2番小川委員及び3番前原委員に議事録署名委員をお願 いいたします。 また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。 次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに 採決に入ります。本日の付議事件は、議案6件及び報告7件であります。 まず、第63号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上 程いたします。事務局より説明願います。 事務局長 第63号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。 第63号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上 げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申 請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容 ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求 めるものでございます。本日提出、会長。 申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、4件となり ます。その内訳は、売買による所有権移転3件及び贈与による所有権移転1 件でございます。 次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地 法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率 利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、 農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、 本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件 で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっておりまして、農地の受 け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなってお ります。以上でございます。 議長 それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1につい て、事務局より説明を求めます。 事務局長 整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住 所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町入浅見地内の田1筆、面積 は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとお りです。地区担当は、池田委員でございます。なお、申請地位置図は、3ペ ージになります。

受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたとこ

ろ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われ

	ます。以上でございます。
議長	整理番号1について、池田委員の報告を願いいたします。
池田委員	19番池田が報告します。10月19日に、斉藤推進委員と現地等を確認をし、受人から聞き取り調査を行いました。申請地は、3ページの地図をご覧ください。受人の状況ですが、受人の耕作は本人と世帯員、計2人で行っています。農業従事日数は、150日です。農機具はトラクター1台、耕転機1台、農業用トラック1台を所有しております。申請地は米を作付けしたいということです。所有農地も周辺の農地への影響もなく問題ないかと思います。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可する ことに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、整理番号1については、許可といたします。 次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、浅見委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページになります。 受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号2について、浅見委員の報告を願いいたします。
浅見委員	7番浅見が報告します。10月20日に、鯨井推進委員と現地等を確認をし、受人から聞き取り調査を行いました。申請地は、4ページの地図をご覧ください。受人の状況ですが、受人の耕作は本人と世帯員、計4人で行っています。農業従事日数は、275日です。農機具はトラクター7台、耕運機3台、田植機2台、コンバイン2台を所有しております。申請地は葱を作付けしたいということです。所有農地も周辺の農地への影響もなく問題ないかと思います。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可する
	ことに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、整理番号2については、許可といたします。
	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号3を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住
	所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑5筆及び田3
	筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記
	載のとおりです。地区担当は、福田委員でございます。なお、申請地位置図
	は、5ページになります。
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたとこ
	ろ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われ
	ます。以上でございます。
議長	それでは整理番号3について、福田委員から報告をお願いします。
福田委員	16番福田が報告いたします。10月21日に清水委員と現地等を確認を
	し、受人から聞き取り調査を行いました。申請地は、5ページの地図をご覧
	ください。受人の状況ですが、受人の耕作は本人と世帯員、計2人で行って
	います。農業従事日数は、180日です。
	農機具はトラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、重機を所有して
	おります。申請地は、田には米を作付けし、畑には果樹を作付けしたいとい
	うことです。所有農地も周辺の農地への影響もなく問題ないかと思います。
	皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	整理番号3について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。
坂上委員	議案書には、自作地、耕作地が0㎡とありますが、問題ないのでしょうか。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	受人については、2年前から申請地で耕作をしており、今回、正式な申請
	をして、下限面積の要件を満たすことになります。
議長	他にご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可する
	ことに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、整理番号3については、許可といたします。

	次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。
 事務局長	整理番号4を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住
34371612	所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南4丁目地内の畑2筆、
	面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載の
	とおりです。地区担当は、宮部委員でございます。なお、申請地位置図は、
	6ページになります。
	受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたとこ
	ろ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われ
	ます。以上でございます。
 議長	整理番号4について、宮部委員の報告を願いいたします。
宮部委員	11番宮部が報告いたします。10月21日に田島推進委員と現地等の確
	認を行いました。申請地は、6ページの地図をご覧ください。受人の状況で
	すが、受人の耕作は本人と世帯員、計4人で行っています。農業従事日数は、
	200日です。
	農機具はトラクター2台、田植機1台、耕運機2台を所有しております。
	申請地は畑でキャベツなどの野菜類を作付けしたいということです。所有農
	地も周辺の農地への影響もなく問題ないかと思います。皆さまの慎重審議よ
	ろしくお願いいたします。
議長	他にご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可する
	ことに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、整理番号4については、許可といたします。
	次に、第64号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用
	地利用集積計画の決定について (通年)」 を上程いたします。事務局より説
	明願います。
事務局長	第64号議案を説明いたしますので、議案書7ページをご覧ください。
	第64号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集
	積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきまして
	は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用
	集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容
	ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用
	集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。
	計画内容については、8ページ及び9ページをご覧ください。今回の申請

件数は、8件です。田7筆及び畑8筆の面積合計19,758 m²の利用権設定でございます。

次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、 農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営 基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合す ることが必要でございます。

本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての 農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養 畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業に よって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農 業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとさ れており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利 用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われます。 以上でございます。

議長

第64号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

(なし、の声)

それでは、お諮りいたします。

第64号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

ご異議ございませんので、第64号議案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、第65号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を 上程いたします。事務局より説明願います。

事務局長

第65号議案を説明いたしますので、議案書10ページをご覧ください。

第65号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願が提出されたことに伴い、適格者であることを証明したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための証明願について、同項に規定する適格者であることを証明するものでございます。本日提出、会長。

申請内容については、11ページをご覧ください。提出件数は、1件でございます。詳細説明をいたします。被相続人及び相続人の住所氏名は、記載のとおりです。続柄は、父と子になります。職業は、記載のとおりです。相

続年月日及び耕作農地面積は、記載のとおりです。特例適用農地は、牧西地内の畑7筆及び仁手地内の田1筆、面積は記載のとおりです。地区担当は、小川委員でございます。 次に、相続税の納税猶予制度について、説明いたします。農業を営んでいた被相続人から、相続により農地を取得した相続人が、相続税の申告期限ま

でに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う場合、一定の要件

被相続人の要件は、死亡の日まで農業を営んでいた人となります。相続人の要件は、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人となります。特例農地の要件は、被相続人が農業の用に供していた農地で相続税の申告期限までに遺産分割されたものとなります。また、農地法上の遊休農地として、判定され、解消されていない農地は、この制度に適用されないこととなっています。

特例適用農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、法定要件をすべて満たしているものと思われます。以上でございます。

議長

整理番号1について、小川委員の報告を願いいたします。

のもとに納税が猶予される制度でございます。

小川委員

2番小川が報告いたします。10月22日に、内田推進委員と、申請者に 聞き取りを行い、現地について調査を行いました。

申請者は相続により農地を取得し、引き続き農業経営を行うということで、今回の申請をしました。

被相続人との関係は子となります。

申請された農地は、耕作や保全管理をされており、周辺農地に対し支障を 及ぼさないこと、農道や水路などに支障を及ぼさないことを確認いたしまし た。

また、違反物件は特にありませんでした。

以上で報告を終わらさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い 申し上げます。

議長

整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

(なし、の声)

それでは、お諮りいたします。整理番号1の適格者証明について、適格者であることを証明することに、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

ご異議ございませんので、適格者であることを証明することに決しました。 次に、第66号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程 いたします。事務局より説明願います。

事務局長	第66号議案を説明いたしますので、議案書12ページをご覧ください。
	第66号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上
	げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉
	県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案
	申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、
	別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。
	申請内容については、13ページをご覧ください。申請件数は2件で、墓
	地用地1件及び駐車場・車両乗入れ場用地1件でございます。以上でござい
	ます。
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1につい
	て、事務局より説明を求めます。
事務局	整理番号1を説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積
	は記載のとおりです。転用目的は、墓地用地です。申請事由は、墓地利用で
	す。用途地域は、指定なしです。平成30年9月25日付けで農振農用地区
	域から除外されています。地区担当は、永尾委員でございます。
	申請地は、14ページをご覧ください。4-1については、農用地区域か
	ら除かれているものの、農地の集団性が10~クタール以上の集団の農地で
	あることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則と
	して不許可相当ではありますが、申請事由が墓地利用であるため、第1種農
	地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、
	その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務
	上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になる
	ものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書
	類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。なお、当該申請地につ
	きましては、昭和61年に土地改良事業により換地処分される以前から墓地
	として利用しておりましたが、土地改良区域に含まれ換地されてしまったと
	のことでございます。今般、農地法違反であることの指摘を受け、申請人か
	ら始末書が提出され、改めて農地法の許可を得て是正したく申請に至ったと
	のことです。以上でございます。
議長	整理番号1について、永尾委員の報告を願いいたします。
永尾委員	10番永尾が報告いたします。10月21日に武政推進委員と現地確認を
	行いました。申請地は、14ページの地図をご覧ください。
	申請地は生野の土地改良区域内ですが、土地改良事業により換地処分され
	る以前から墓地として利用しており、土地改良区域に含まれ換地されてしま

	ったとのことでございます。農振農用地区域から除外され、周辺の農地には、
	影響もなく問題ないかと思います。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたし
	ます。
議長	整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当
	とすることに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号2を説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積
	は記載のとおりです。転用目的は、駐車場・車両乗入れ場用地です。申請事
	由は、駐車場・車両乗入れ場工事です。用途地域は、指定なしです。地区担
	当は、永尾委員でございます。
	申請地は、 15 ページをご覧ください。 $4-2$ については、農用地区域か
	ら除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地で
	あることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則と
	して不許可相当ではありますが、申請事由が駐車場・車両乗入れ場用地であ
	るため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号
	に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者
	の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当
	し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当
	する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。な
	お、当該申請地につきましては、申請人の先代の頃より自宅から南側道路へ
	の出入り通路として利用している土地で、今回、事業の拡大に伴う従業員の
	増加等により駐車場の確保や作業用車両の乗り入れスペースを確保する計画
	を進めていく中で、当該申請地が農地であることが判明したとのことです。
	今回、申請人から始末書が提出され、改めて農地法の許可を得て、駐車場・
	車両乗入れ場用地として利用していきたく申請に至ったとのことです。以上
	でございます。
議長	整理番号2について、永尾委員の報告を願いいたします。

永尾委員 10番永尾が報告いたします。10月21日に武政推進委員と現地確認を 行いました。申請地は、15ページの地図をご覧ください。 申請地は自宅の前の畑の一部を、従業員の駐車場・車両乗り入れ場として、 利用したいということです。用途地域は指定なしの区域です。周辺の農地に は、影響もなく問題ないかと思います。皆さまの慎重審議よろしくお願いい たします。 整理番号2について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。 議長 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当 とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、第67号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上 程いたします。事務局より説明願います。 事務局長 第67号議案を説明いたしますので、議案書16ページをご覧ください。 第67号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上 げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉 県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案 申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、 別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 申請内容については、17ページ及び18ページをご覧ください。申請件 数は、9件で、所有権移転7件及び使用貸借権2件でございます。以上でご ざいます。 それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1につい 議長 て、事務局より説明を求めます。 事務局長 整理番号1を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の 住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積 は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、分譲住宅 用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部委員でございま す。 申請地は、19ページをご覧ください。5-1については、準工業地域に 存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、 原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該 当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。 以上でございます。

議長 整理番号1について、宮部委員の報告をお願いします。 11番官部よりご説明させていただきます。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。19ページ 5-1の地図をご覧ください。申請地は、住宅が建ち並ぶ中にあり、用途地域は準工業地域となっております。申請事由は分譲任宅用地です。農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよるしくお願いいたします。 整理番号1について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お豁りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (果議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。 整理番号2について、事務局より説明を求めます。 整理番号2について、事務局より説明を求めます。 申請地は、鬼のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑17条、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、工場用地です。用途地域は、指定なじてす。地区担当は、宮部委員でございます。申請地は、鬼のページ及21ページをご覧ください。5-2-1については、農界地区域の度置となり、5-2-2が詳細の申請地の図面となります。当該申請地については、農用地区域内農地及切甲種無地には該当せず、農地の集団性が10ペクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可利当になりますので、本申請は許可利当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請事類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします 申請申は工場用地となります。 値積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		
と現地確認をしました。19ページ 5-1の地図をご覧ください。申請地は、住宅が建ち並ぶ中にあり、用途地域は準工業地域となっております。申請事由は分譲住宅用地です。農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、仮用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 「感理番号1について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。(なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。(異議なし、の声) ご異議でさいませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑17筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、工場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。申請地は、20ページ及び21ページをご覧ください。5-2-1については、開発区域の位置図となり、5-2-2が詳細の申請地の図面となります。当該申請地については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当にありますの本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。	議長	整理番号1について、宮部委員の報告をお願いします。
は、住宅が建ち並ぶ中にあり、用途地域は準工業地域となっております。申請事由は分譲住宅用地です。農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 整理番号1について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お落りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。 事務局長 整理番号2を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑17等、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、工場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、官部委員でございます。申請地は、20ページ及び21ページをご覧ください。5-2-1については、開発区域の位置図となり、5-2-2が詳細の申請地の図面となります。当該申請地については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ペクタール未満であることがら第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。	宮部委員	11番宮部よりご説明させていただきます。10月24日に田島推進委員
請事由は分譲住宅用地です。農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 整理番号1について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。(なし、の声) それでは、お豁りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑17等、面積は記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑17等、面積は記載のとおりです。神話地は、児玉町児玉地内の畑17等、面積は記載のとおりです。地区担当は、宮部委員でざいます。申請地は、20ページ及び21ページをご覧ください。5-2-1については、開発区域の位置図となり、5-2-2が詳細の申請地の図面となります。当該申請地については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ペクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地と供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		と現地確認をしました。19ページ 5-1の地図をご覧ください。申請地
から、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 整理番号1について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑17筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、工場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。申請地は、20ページ及び21ページをご覧ください。5-2-1については、開発区域の位置図となり、5-2-2が詳細の申請地の図面となります。当該申請地については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ペクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		は、住宅が建ち並ぶ中にあり、用途地域は準工業地域となっております。申
渡長 整理番号1について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。 事務局長 整理番号2を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑17筆、面積は記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑17筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、工場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。申請地は、20ページ及び21ページをご覧ください。5-2-1については、開発区域の位置図となり、5-2-2が詳細の申請地の図面となります。当該申請地については、農田地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ペクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします。 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。 申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよるしくお願いいたします。		請事由は分譲住宅用地です。農地の集団性や周辺農地等への支障は無いこと
議長 整理番号1について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異談ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。 整理番号2を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑17筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、工場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。申請地は、20ページ及び21ページをご覧ください。5-2-1については、開発区域の位置となり、5-2-2が詳細の申請地の図面となります。当該申請地については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10〜クタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		から、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよ
(なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。 整理番号2を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑17筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、工場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。申請地は、20ページ及び21ページをご覧ください。5-2-1については、開発区域の位置図となり、5-2-2が詳細の申請地の図面となります。当該申請地については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします。 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。告様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		ろしくお願いいたします。
それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。 整理番号2を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑17筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、工場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。申請地は、20ページ及び21ページをご覧ください。5-2-1については、開発区域の位置図となり、5-2-2が詳細の申請地の図面となります。当該申請地については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。	議長	整理番号1について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。
とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。 整理番号2を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑17筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、工場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。申請地は、20ページ及び21ページをご覧ください。5-2-1については、開発区域の位置図となり、5-2-2が詳細の申請地の図面となります。当該申請地については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		(なし、の声)
(異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。 整理番号2を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑17筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、工場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。申請地は、20ページ及び21ページをご覧ください。5-2-1については、開発区域の位置図となり、5-2-2が詳細の申請地の図面となります。当該申請地については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ペクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします 宮部委員 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当
正異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。 整理番号2を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑17筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、工場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。申請地は、20ページ及び21ページをご覧ください。5-2-1については、開発区域の位置図となり、5-2-2が詳細の申請地の図面となります。当該申請地については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ペクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		とすることに、ご異議ございませんか。
事務局長 整理番号2について、事務局より説明を求めます。 整理番号2を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑17筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、工場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。申請地は、20ページ及び21ページをご覧ください。5-2-1については、開発区域の位置図となり、5-2-2が詳細の申請地の図面となります。当該申請地については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ペクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		(異議なし、の声)
事務局長 整理番号2を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑17筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、工場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。申請地は、20ページ及び21ページをご覧ください。5-2-1については、開発区域の位置図となり、5-2-2が詳細の申請地の図面となります。当該申請地については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ペクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑17筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、工場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。申請地は、20ページ及び21ページをご覧ください。5-2-1については、開発区域の位置図となり、5-2-2が詳細の申請地の図面となります。当該申請地については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ペクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、工場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。申請地は、20ページ及び21ページをご覧ください。5-2-1については、開発区域の位置図となり、5-2-2が詳細の申請地の図面となります。当該申請地については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。	事務局長	整理番号2を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の
地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。 申請地は、20ページ及び21ページをご覧ください。5-2-1については、開発区域の位置図となり、5-2-2が詳細の申請地の図面となります。当該申請地については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ペクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 養長 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑17筆、面
申請地は、20ページ及び21ページをご覧ください。5-2-1については、開発区域の位置図となり、5-2-2が詳細の申請地の図面となります。当該申請地については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ペクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 養屋 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、工場用
ては、開発区域の位置図となり、5-2-2が詳細の申請地の図面となります。当該申請地については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。
す。当該申請地については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、 農地の集団性が10~クタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします 宮部委員 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		申請地は、20ページ及び21ページをご覧ください。5-2-1につい
 農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。 		ては、開発区域の位置図となり、 $5-2-2$ が詳細の申請地の図面となりま
ました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします 「宮部委員 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		す。当該申請地については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、
によって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		農地の集団性が10〜クタール未満であることから第2種農地と判断いたし
許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします 宮部委員 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。 申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		ました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供すること
一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		によって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、
ないものと思われます。以上でございます。 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします		許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、
議長 整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認を しました。20ページと21ページの地図をご覧ください。 申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっており ます。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じ くらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。 皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、
宮部委員 11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認をしました。20ページと21ページの地図をご覧ください。申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		ないものと思われます。以上でございます。
しました。20ページと21ページの地図をご覧ください。 申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。 皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。	議長	整理番号2について、宮部委員の報告をお願いします
申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっております。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。 皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。	宮部委員	11番宮部が報告いたします。10月24日に田島推進委員と現地確認を
ます。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じくらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。 皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		しました。20ページと21ページの地図をご覧ください。
くらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。 皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		申請地は、小山川の南側にあり、用途地域は指定なしの区域となっており
皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。		ます。申請事由は工場用地となります。面積は大きいですが、周辺は、同じ
		くらいの敷地の工場もあり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。
議長 整理番号2について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。		皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。
	議長	整理番号2について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。

	() > - 10
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当
	とすることに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号3を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の田1筆、面
	積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、有料老
	人ホーム・老人デイサービスセンター用地です。用途地域は、指定なしです。
	地区担当は、池田委員でございます。
	申請地は、22ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内
	農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である
	 ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替
	 えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成すること
	 ができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相
	 当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、
	 申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございま
	す。
議長	整理番号3について、池田委員の報告をお願いいたします。
池田委員	19番池田が報告いたします。10月21日に齊藤推進委員と現地確認を
	行いました。申請地は、22ページの地図をご覧ください。申請事由は、有
	 料老人ホーム・老人デイサービスセンター用地です。用途地域は指定なしの
	 区域です。周辺の農地には、影響もなく問題ないかと思います。皆さまの慎
	重審議よろしくお願いいたします。
 議長	
时入入	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当
	とすることに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。
車 教 目 巨	
事務局長	整理番号4を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、久々宇地内の畑2筆、面積は記したのになりです。特別区へは、また特殊をです。中誌東中は、白ュ田佐宮田
	載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用

地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区 域となっています。地区担当は、坂上委員でございます。 申請地は、23ページをご覧ください。5-4については、農用地区域か ら除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地で あることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則と して不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第 1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する 「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活 又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相 当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、 申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございま 議長 整理番号4について、坂上委員の報告をお願いします。 坂上委員 5番坂上が報告いたします。10月20日に八木推進委員と現地確認を行 いました。申請地は、23ページの地図をご覧ください。申請事由は、自己 用住宅用地です。用途地域は指定なしの都市計画法34条11号区域です。 集落に隣接しておりますので、周辺の農地には、影響もなく問題ないかと思 います。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。 整理番号4について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。 議長 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当 とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。 整理番号5を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の 事務局長 住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の畑1筆、面 積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用 住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、永尾委員で ございます。 申請地は、24ページをご覧ください。5-5については、第1種住居地 域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用 は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当 に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま す。以上でございます。

-NC F-1	#
議長 	<u>整理番号5について、永尾委員の報告をお願いします。</u>
永尾委員	10番永尾が報告いたします。10月21日に武政推進委員と現地確認を
	行いました。申請地は、24ページの地図をご覧ください。申請事由は、自
	己用住宅用地です。用途地域は第1種住居地域です。近隣には住宅も建ち並
	んでおりますので、周辺の農地には、影響もなく問題ないかと思います。皆
	さまの慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	整理番号5について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当
	とすることに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号6を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の畑2筆、面積は記
	載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住宅用地
	です。用途地域は、指定なしです。平成30年9月25日付けで農振農用地
	区域から除外されています。地区担当は、塩原委員でございます。
	申請地は、25ページをご覧ください。5-6については、農用地区域か
	ら除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地で
	あることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則と
	 して不許可相当ではありますが、申請事由が分家住宅用地であるため、第1
	 種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住
	宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は
	 業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当に
	 なるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申
	 請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号6について、塩原委員の報告をお願いします。
 塩原委員	│ │ 6番塩原が報告いたします。10月21日に戸塚推進委員と現地確認を行
·皿///>	いました。申請地は、25ページの地図をご覧ください。申請事由は、分家
	住宅用地です。用途地域は第1種住居地域です。近隣には住宅も建ち並んで
	おり、農振農用地区域から除外されたので、周辺の農地には、影響もなく問
	題ないかと思います。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。
 l 議長	整理番号6について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。
斑 八	金球番号のについて、首様よりこ貝無がありましたりお願いいたしより。 (なし、の声)
	(なし、 ツァー)

	それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当
	とすることに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号7を説明いたしますので、18ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑2筆、面積
	は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住
	宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福田委員でございま
	す。
	申請地は、26ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内
	農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満である
	ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替
	えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成すること
	ができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相
	当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、
	申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございま
	す。
議長	整理番号7について、福田委員の報告をお願いします。
福田委員	16番福田が報告いたします。10月21日に清水推進委員と現地確認を
	行いました。申請地は、26ページの地図をご覧ください。申請事由は、自
	己用住宅用地です。用途地域は指定なしの区域です。近隣には住宅も建ち並
	んでおり、周辺の農地には、影響もなく問題ないかと思います。皆さまの慎
	重審議よろしくお願いいたします。
議長	整理番号7について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当
	とすることに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、整理番号8について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号8を説明いたしますので、18ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑1筆、面積
	は記載のとおりで、権利区分は、所有権移転です。申請事由は、先ほどの整
ĺ	理番号7の北側に隣接する土地で、整理番号7の2筆と併せ一体で自己用住

	宅用地とするものでございます用途地域は、指定なしです。地区担当は、福
	田委員でございます。
	申請地は、26ページをご覧ください。5-8については、農用地区域内
	農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10へクタール未満である
	ことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替
	えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成すること
	ができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相
	当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、
	申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございま
	す。
議長	整理番号8について、福田委員の報告をお願いします。
福田委員	16番福田が報告いたします。10月21日に清水推進委員と現地確認を
	行いました。申請地は、26ページの地図をご覧ください。申請事由は、自
	己用住宅用地です。用途地域は指定なしの区域です。整理番号7と同じで、
	近隣には住宅も建ち並んでおり、周辺の農地には、影響もなく問題ないかと
	思います。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。
議長	整理番号8について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。整理番号8の許可申請について、許可相当
	とすることに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
	次に、整理番号9について、事務局より説明を求めます
事務局長	整理番号9を説明いたしますので、18ページをご覧ください。申請人の
	住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南4丁目地内の畑1
	筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、
	自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当
	は、宮部委員でございます。
	申請地は、27ページをご覧ください。5-9については、第1種低層住
	居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農
	地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不
	許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと
	思われます。以上でございます。
議長	整理番号9について、宮部委員の報告をお願いします。
宮部委員	11番宮部よりご説明させていただきます。10月24日に田島推進委員

と現地確認をしました。27ページ 5-9の地図をご覧ください。申請事由は自己用住宅用地、権利区分は所有権移転、用途地域は第1種低層住居専用地域となっております。児玉の区画整理地内であり、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

議長

整理番号9について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)

それでは、お諮りいたします。整理番号9の許可申請について、許可相当 とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、第68号議案「本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の 農業の振興に関する計画の変更について」を上程いたします。事務局より説 明願います。

事務局長

第68号議案を説明いたしますので、議案書28ページをご覧ください。

第68号議案本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項及び第4条の5第1項第27号イの規定により、本庄市長から意見を求められたので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画について、別冊のとおり変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。

本議案については、農用地利用計画の変更に係る申出書が本庄市長へ提出された案件について、本庄市農業振興整備促進審議会で審議する前に、農業委員会や土地改良区などの関係機関に意見を求め、当該計画の変更が適切かどうかの協議をして、その意見を本庄市長に回答するものです。

申出内容については、別冊1ページをご覧ください。農用地区域からの除 外案件1件となっています。

農用地区域の除外について、今回の申出地については、国営神流川かんぱい事業の非受益地となっていることから、本庄農業振興地域整備計画の管理に関する運営方針に基づき除外を認めており、除外の計画事由は、敷地拡張1件となっています。

申出内容の詳細を説明いたしますので、2ページをご覧ください。こちらが、農用地利用計画の変更に係る申出書となります。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、今井地内の畑1筆、面積は

	記載のとおりです。変更目的は、駐車場の増設です。3ページをご覧くださ
	 い。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該
	 土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に関係する土
	 地基盤整備事業等の概要は、該当なしです。関係法令に基づく許認可等は、
	 農地法第5条の許可となっております。5ページが位置図、6ページが付近
	案内図となります。 1 1 ページが事業計画図となっておりまして、当該申出
	地は南側に隣接する保育園において、平成28年から新たな事業の開始等に
	 より、園児の受入れ数が増加し、送迎等の時間帯には慢性的な駐車場不足を
	 生じ、路上駐車等により対応している状況とのことで、今回、保育園敷地の
	 拡張により駐車場を確保するものでございます。このような状況から、農業
	 に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼすおそれがない土
	 地であると思われます。以上で本議案の説明を終わります。
 議長	第68号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいた
	します。
	(なし、の声)
	それでは、お諮りいたします。第68号議案については、原案のとおり変
	更することに、ご異議ございませんか。
	(異議なし、の声)
	ご異議ございませんので、第68号議案については、原案のとおり変更す
	ることに「同意」いたしました。
	以上で、議案審議を終了いたします。
	続きまして、報告に入ります。まず、報告第37号を事務局よりお願いし
	ます。
事務局長	報告第37号を説明いたしますので、議案書29ページをご覧ください。
	報告第37号農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、農
	地法第3条第1項第13号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委
	員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございま
	す。本日提出、会長。
	届出内容については、30ページをご覧ください。専決処分件数は、1件
	です。農地中間管理機構である埼玉県農林公社が間に入り、農地売買等事業
	の実施により農地の権利を取得する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出
	ることで農業委員会の許可を必要としないという規定による届出でございま
	す。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。
	次に、報告第38号を事務局よりお願いします。

事務局長	報告第38号を説明いたしますので、議案書31ページをご覧ください。 報告第38号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。 届出内容については、32ページをご覧ください。専決処分件数は、2件
	届出内谷については、32ペーンをこ覧ください。専決処分件数は、2件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第39号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第39号を説明いたしますので、議案書33ページをご覧ください。 報告第39号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地 法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会 事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。 本日提出、会長。 届出内容については、34ページをご覧ください。専決処分件数は、6件 です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ 農業委員会へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による 届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第40号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第40号を説明いたしますので、議案書35ページをご覧ください。報告第40号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。届出内容については、36ページ及び37ページをご覧ください。専決処分件数は、8件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第41号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第41号を説明いたしますので、議案書38ページをご覧ください。 報告第41号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告につい

	て、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたの
	で報告するものでございます。本日提出、会長。
	報告書の提出件数は、1件で、その報告書が39ページ及び40ページの
	とおりとなっております。
	農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認
	められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための
	要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となってお
	ります。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていること
	が必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業
	委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。
	次に、報告第42号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第42号を説明いたしますので、議案書41ページをご覧ください。
	報告第42号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第
	18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、
	同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございま
	す。本日提出、会長。
	賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、1件です。その通知内容は、4
	2ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地
	法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場
	合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければな
	らないという規定による通知でございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。
	次に、報告第43号を事務局よりお願いします。
事務局長	報告第43号を説明いたしますので、議案書43ページをご覧ください。
	報告第43号農業用施設(2アール未満)の設置に伴う届出について、農
	地法施行規則第29条第1号の規定により、別紙の届出について本庄市農業
	委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでござい
	ます。本日提出、会長。
	届出内容については、44ページをご覧ください。専決処分件数は、2件
	です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委
	員会へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出で
	ございます。以上でございます。
議長	報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。
	以上で、報告を終了いたします。
	T. Control of the Con

	皆様のご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。
事務局長	ありがとうございました。 次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。 (事務局説明) 閉会